

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第49号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該</u></p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項及び第3項において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>前3項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、<u>父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。</u></p>

職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員

次項及び第3項において同じ。）のある職員

（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(特別休暇及び介護休暇の承認)

第16条 特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次条第1項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

(特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項にお

いて単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条第2項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。